

運営協議会における協議の基準

平成17年12月7日作成
平成18年7月5日改正
平成19年6月29日改正
平成24年1月30日改正
平成26年12月12日改正
平成27年10月23日改正
平成28年3月18日改正
平成28年12月22日改正
平成29年7月21日改正
平成29年10月19日改正
平成29年12月15日改正
令和元年12月25日改正

大阪府河北ブロック福祉有償運送運営協議会会長

道路運送法第79条の2の規定による自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録に係る
運営協議会における協議の基準について

道路運送法及び道路運送法施行規則等における福祉有償運送に係る諸規定に照らし、大阪府河北ブロック福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）においては、登録に係る協議の基準について、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 運送主体

運送の主体は、道路運送法施行規則第48条で規定する次に掲げる非営利法人等で、定款及び会則などに当該運送を行う旨の記載があることを要する。

- ・ NPO法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療法人
- ・ 社団法人、財団法人
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 商工会議所、商工会
- ・ 営利を目的としない権利能力なき社団

- ・認可地縁団体

2. 運送の区域

運送の発地又は着地のいずれかが河北ブロック内にあることを要するとともに、会員登録を受けた者の住居する市を原則とする。ただし、ブロック内のそれ以外の市を運送の区域とする場合は、協議会において協議する。

3. 収受する対価

対価の水準としては、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね2分の1の範囲内であり、運送の対価以外の対価については、実費の範囲内であることとするが、具体的には、以下のとおり取り扱うものとする。

<運送の対価>

- ・距離制又は時間制を基本とする

<運送以外の対価>

- ・個別に協議会において協議する

4. 旅客の範囲

他人の介助（付添い、見守り等）によらず移動することが困難であり、単独では公共交通機関を利用することが困難な以下に掲げる者であって、申請者の団体においてあらかじめ会員登録を受けた者及びその付添人と認められることを要する。

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要支援及び要介護認定を受けている者
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害手帳の交付を受けている者
- ・肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害その他の障害（発達障害、自閉症、学習障害等）を有する者
- ・脳血管障害・脳炎、脳外傷等により認知機能や精神機能に障害を有する者
- ・要介護認定、障害者手帳の申請中で福祉有償運送の必要があると考えられる者
- ・骨折・ケガ等で治療に3ヶ月以上の期間を要し、単独では公共交通機関を利用することが困難であると医師の診断書に記載がある者
- ・上記のほか、福祉有償運送の必要があると協議会で認められた者（妊婦及び乳幼児等は除く）

5. 使用車両

法人等が所有している乗車定員11人未満の以下に掲げる自家用自動車であることを要する。ただし、契約等により使用権原及び運送に伴う責任が法人等にあることを定めてい

る場合には、ボランティア個人の持ち込み車両でもよいものとする。ただしセダン車については下記1および2の要件を満たしたうえで、協議会において利用予定者の状況および適切な運行管理の体制の確保、ボランティア個人の持ち込みセダン車の使用等について、十分な検証・協議を行い判断する。

(1) 利用予定者の名簿の提出

(2) 利用予定者が「単独で公共交通機関を利用ができない理由」および「福祉車両での移送が困難である理由」を表した理由書の提出

- ・寝台車
- ・車いす車
- ・兼用者
- ・回転シート車
- ・セダン車

6. 運転者等

(1) 75歳以下の者で自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診し、運転に関し特に支障がないと認められる者であり、~~かつ~~以下に掲げるいずれかの要件を備える者であることを要する。

- ・第二種運転免許を有しており、その効力が停止されていない者
- ・第一種免許を有しており、その効力が2年以内において停止されていない者であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者

(2) セダン車を使用する場合には、上記に加え、運転者又は同乗者のいずれかが次に掲げる要件を備えた者であることを要する。

- ・介護福祉士の登録を受けていること
- ・介護保険法における介護ヘルパー研修を修了していること
- ・国土交通大臣が認定する講習を修了していること

上記の者のうち、協議会で必要と認める場合は条件を付すこととする。

(3) 運転者の追加については、協議会において協議が必要であるが、協議会委員への意見照会により協議を整えることも可能とする。

なお、協議会委員への意見照会について、年度切り替え後であり次年度協議会委員委嘱状交付前の申請案件については従前の協議会委員への意見照会による。

7. 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していることを要する。

また、乗降介助時等の移動していない場合における事故についても、補償を受けること

ができる保険等に加入しておくことが望ましい。

8. 運行管理

道路運送法施行規則第51条の17に規定する業務を行う運行管理の責任者を選任し、輸送の安全及び利用者の安全確保ができる体制が整備されていることを要する。

なお、運行管理の責任者は、1事業所の車両が5両以上となる場合には、次に掲げる者のうちから選任されていることを確認するものとする。

- ・ 運行管理者資格を有する者
- ・ 運行管理者試験の受験資格を有する者
- ・ 安全運転管理者の要件を満たす者

9. 整備管理

整備管理の責任者を選任し、定期的な点検や整備の適切な実施を行う体制が整備されていることを要する。

なお、整備管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任されていることが望ましい。

- ・ 自動車整備士資格を有する者
- ・ 整備管理者選任前研修を受けた者等

10. 事故、苦情対応等

事故が発生した場合の対応にかかる責任者を選任するとともに、関係先（警察、消防、市役所等）との必要な連絡体制が整備されていることを要する。

また、苦情等に対して、適切に対応できる体制が整備されていることを要する。

11. 事業者の説明

運営協議会の協議において事業者の説明を求める場合は以下の場合とする。

- ・ 新規申請
- ・ 更新申請
- ・ セダン車の使用申請
- ・ 収受する対価の変更申請
- ・ 運転者の追加申請のうち、過去3年以内に違反歴が見られる運転者がある場合
- ・ 運送区域拡大の変更申請（本ブロックが新たに区域に加わる場合）
- ・ 上記に定めるもののほか、事業者説明を求めることが望ましい場合

12. 事業者が提出すべき書類

下記の場合には、協議会開催日から直近3ヶ月以内の「運転記録証明書」（3年）を、第1種運転免許、第2種運転免許に関わらず全ての運転者分を提出すること。また、違反歴

がある運転者については、「『違反歴のある運転手』に係る理由書」を提出すること。

- ・新規申請
- ・更新申請
- ・運転者の追加申請

13. その他

上記に定めるもののほか、協議会の協議において必要と認める事項について定めることができるものとする。

附 則

この取扱いは、平成17年6月1日以降に提出があった案件から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、平成18年7月5日以降に提出があった案件から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、平成19年6月29日以降に提出があった案件から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、平成24年1月30日以降に提出があった案件から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、平成26年12月12日以降に提出があった案件から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、平成27年10月24日以降に提出があった案件から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、平成28年3月19日以降に提出があった案件から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、平成28年12月22日以降に提出があった案件から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、平成29年7月22日以降に提出があった案件から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、平成29年10月20日以降に提出があった案件から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、平成29年12月16日以降に提出があった案件から適用から適用するものとする。

附 則

この取扱いは、令和元年12月25日以降に提出があった案件から適用するものとする。